特定緊急輸送道路の沿道で建築物の耐震化を進めています

市では、特定緊急輸送道路（市内では新青梅街道、小金井街道、前沢宿〈小金井街道〉から市役所までの区間）に該当する沿道にある建築物（都が指定します）への耐震診断、補強設計、耐震改修などに対し助成しています。

なお、市の助成事業は、下表に定める日までに完了した事業を対象とします。

助成手続きなど、詳しくは都都市整備局建築企画課☎03・5388・3362または市施設管理課建築営繕係☎470・7756へ。

※都ホームページ「耐震ポータルサイト」（http://www.taishin.metro.tokyo.jp/）もご参照ください。

耐震診断、補強設計、耐震改修建替除却に対する市の助成期間

助成事業名	実施期間
耐震診断	26年３月31日まで
補強設計	27年３月31日まで
耐震改修建替除却	28年３月31日まで

木造住宅の耐震診断に要した費用の一部を助成しています

木造住宅耐震診断とは、地震に対する住宅の安全性を調査するものです。市では、この木造住宅の耐震診断に要した費用の一部を助成しています。

【助成金額】耐震診断に要した費用（消費税を除く）の２分の１以内（１０００円未満の端数は切り捨て）で、５万円を限度としています。なお、助成金の交付は予算の範囲内で、同一の住宅に対して１回を限度とします

【助成対象住宅】昭和56年５月31日以前に建築された市内に存する木造住宅で、自己所有で住居として利用している地上３階（地階は除く）までの戸建て住宅（店舗などの併用住宅も含む）

【助成対象となる方・要件】助成対象住宅を所有する個人（複数の個人が共有する場合は、共有者全員によって合意された代表者）で、現在そこにお住まいの方。またお住まいの方全員が市税を滞納していないこと

【診断機関】市では診断機関を指定しています。次の診断機関以外での申請はできませんので、ご注意ください。

▼市長が認めた建築士▼社団法人東京都建築士事務所協会北部支部の会員▼東京都木造住宅耐震診断事務所登録制度実施要綱に基づく耐震診断事務所

助成手続きなど、詳細は市ホームページ、または施設管理課６番窓口（市役所５階）で配布するパンフレットを参照してください。

詳しくは同課建築営繕係☎470・7756へ。

「耐震相談会」をご活用ください

4月は12日（金）に開催します

市では年６回、耐震相談会を実施します（今年度から、偶数月の第２金曜日に変更となりました）。

【日時・会場】左表の通り

【相談員】東久留米建築設計協会会員

【費用】無料

申し込みは各相談日の前日までに、電話で同協会事務局（桑原建築設計事務所）☎476・1515へ。

※当日の受け付けもできますが、お待ちいただく場合があります。また、図面などがあれば、持参してください。

詳しくは施設管理課建築営繕係☎470・7756へ。

耐震相談会年間日程

日時		会場
４月12日（金）	午後２時～５時	市役所１階屋内ひろば
６月14日（金）		
８月９日（金）		
10月11日（金）		
12月13日（金）		
26年２月14日（金）		

福祉タクシーなどの移送代、ガソリン費などを助成します

受給している方へ、「更新のご案内」を郵送します

市では、在宅で、重度の身体障害者手帳または愛の手帳をお持ちの方、東京都難病医療費等助成制度で、重症疾病、または他の疾病で重症認定を受けている方を対象に（表１参照）、タクシー代またはガソリン費を助成しています。なお、これらの２つの制度については、所得制限（表２参照）などがあり、また、併給することはできませんので、ご注意ください。

未申請の方は障害福祉課（市役所１階）で申請を行ってください。また、資格喪失になった方で対象要件を満たし受給を希望する方は、改めて申請を行ってください。該当する場合、申請月から認定となります。

すでに受給している方に対しては、所得制限などの審査を行い、４月からも更新となった場合は、更新の案内を５月末までに送付します。また、長期入院や施設入所した方は受給できませんので、資格喪失の届け出が必要となります。

詳しくは障害福祉課管理係☎470・7747へ。

表１　福祉タクシー等事業およびガソリン費等助成事業の対象・内容など

区分	福祉タクシー等事業	ガソリン費等助成事業
対象	①身体障害者手帳１・２級（内部障害は３級） ②愛の手帳１・２度 ③東京都難病医療費等助成制度により助成を受けている自己負担がない医療券をお持ちで、重症疾病（スモン、劇症肝炎、重症急性膵炎、プリオン病、重症多形滲出性紅斑〈急性期〉、先天性血液凝固因子欠乏症等、人工透析を必要とする腎不全）、または、ほかの疾病で重症認定を受けている方	
助成内容	６カ月間１万円まで（領収証による請求）	３カ月間8,250円まで（１ℓにつき55円を助成。150ℓまで助成。領収証による請求）
助成月	４月・10月	４月・７月・10月・１月
申請に必要なもの	①身体障害者手帳または愛の手帳または㊀医療券 ②認め印（スタンプ式は不可） ③本人の口座が分かるもの ④車検証（ガソリン申請の場合のみ）。登録車両は本人または同居親族の車両のみ ⑤平成24年度課税（非課税）証明書（転入などで東久留米市で所得確認ができない方のみ）	

表２　福祉タクシー等事業、ガソリン費等助成事業の所得制限限度額

扶養親族数	所得制限限度額
０人	473万5,000円
１人	516万8,000円
２人	560万3,000円
３人	603万8,000円
４人	647万3,000円
５人	690万8,000円

※扶養親族数６人以降は、１人増すごとに43万5,000円を加算します。

※ガソリン費等助成は、世帯全員の所得確認が必要です。

「東京都シルバーパス」発行の受け付けをしています

満70歳以上の都民の方は申し込みにより、都バス、都営地下鉄、都電、都内民営バスを利用できる「東京都シルバーパス」が発行されます。有効期限は発行日から今年９月30日までです。

申し込み方法

次の費用および書類を持参の上、最寄りのシルバーパス取り扱いバス営業所へ申し込んでください。

◎**市内の取扱窓口**＝西武バス株式会社・滝山営業所（午前９時～午後５時、☎474・2525）

必要な費用と書類

（１）本人の25年度市民税が課税の方

①費用＝１万255円（４月～９月発行分）

②住所・氏名・生年月日が確認できる本人確認書類（保険証または運転免許証）

（２）本人の25年度市民税が非課税の方

①費用＝１０００円

②住所・氏名・生年月日が確認できる本人確認書類（保険証または運転免許証）

③次のいずれかの書類。

▼「介護保険料納入（決定）通知書」（所得段階区分欄に非課税の段階が記載されたもの。24年度分の通知では、所得段階区分が「１」「２」「３」「４」のいずれかの段階のものが非課税です）▼「住民税非課税証明書」▼「生活保護受給証明書」

（３）本人の25年度市民税は「課税」だが、「平成24年の合計所得金額」が１２５万円以下の方

①費用＝１０００円

②住所・氏名・生年月日が確認できる本人確認書類（保険証または運転免許証）

申し込みの時期など

満70歳になる月の初日から申し込むことができます。

詳しくは社団法人東京バス協会シルバーパス案内専用電話☎03・5308・6950（午前９時～午後５時。土曜・日曜日、祝日を除く）へ。

難病疾患などの啓発活動に対する補助金を交付します

難病疾患などの疾病に関する啓発や支援のために、講演会などを実施する当事者団体に対して、活動費の一部を補助します。ぜひご応募ください。

【対象】難病疾患などの疾病の当事者団体など（補助対象は２団体になります）

※申し込みは４月８日（月）～22日（月）に障害福祉課地域支援係☎470・7747へ。

詳しくは同係へ。

児童扶養手当・特別児童扶養手当を振り込みます

24年12月～25年３月分の児童扶養手当・特別児童扶養手当を指定預金口座に振り込みます。振込日は児童扶養手当・特別児童扶養手当のいずれも４月11日（木）です。

利用金融機関によっては入金が遅れる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

詳しくは子育て支援課助成係☎470・7736へ。

教育委員会委員に尾関謙一郎氏が任命されました

これまで欠員となっていた教育委員会委員に、25年第１回市議会定例会での同意を得て尾関謙一郎氏（62歳）が任命されました。任期は３月１日～29年２月28日の４年間です。

同氏の主な経歴などは、次の通りです。

元株式会社読売新聞東京本社教育支援部長、メディアと広報研究所主宰、明治学院大学特命教授、日本広報学会理事、公益社団法人日本PR協会広報委員、東京都三多摩少年野球協会役員、東久留米市少年野球クラウン代表。

詳しくは企画経営室総務課☎470・7714へ。

都「地域の底力再生事業助成」の申請事業を募集します

地域活動の担い手である町会・自治会が主催して行う地域の課題を解決するための取り組み（催し・活動など）を支援するため、都では事業助成を行っています。

対象事業や募集スケジュールなど、詳細は都生活文化局ホームページ（http://www.seikatubunka.metro.tokyo.jp/）をご参照ください

詳しくは同局管理法人課☎03・5388・3166へ。